

平成24年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

町は「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、財政の健全化判断比率及び資金不足比率を算定し、監査委員の審査を受け、議会に報告するとともに町民の皆様に公表しています。

この、健全化判断比率（「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの比率）と資金不足比率の算出された比率を指標にして、財政の健全性を客観的に判断するものです。

平成24年度決算に基づく比率は、いずれの比率も健全な状態であることを表しています。

1 健全化判断比率

指標の名称	平成24年度決算に基づく比率	指標の説明
実質赤字比率	—	福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を比率化し、財政運営の深刻度を示します。 この比率が高いほど、財政状況が厳しいこととなりますが、吉田町の場合は赤字が生じていないため「—」と表示しています。
早期健全化基準	14.31%	
財政再生基準	20.00%	
連結実質赤字比率	—	すべての会計（一般会計、特別会計及び公営企業会計）の赤字や黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を比率化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。 この比率が高いほど、財政状況が厳しいこととなりますが、吉田町の場合は赤字が生じていないため「—」と表示しています。
早期健全化基準	19.31%	
財政再生基準	30.00%	
実質公債費比率	15.1%	地方公共団体の一般会計などの支出のうち、借入金の返済額及びこれに準じる額の負担の大きさを比率化したものです。この比率が高いほど、財政の弾力性が低下し、財政状況が厳しいこととなります。 平成24年度決算に基づく比率は、平成22年度から平成24年度までの3か年平均値です。
早期健全化基準	25.0%	
財政再生基準	35.0%	
将来負担比率	52.9%	一般会計などの借入金残高や将来支払っていく可能性のある負担など現時点で想定される実質的な負債の大きさを比率化したものです。 この比率が高いほど、将来の負担額は大きく、今後の財政運営が圧迫される可能性が高いこととなります。
早期健全化基準	350.0%	
財政再生基準		

注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて異なります。

【基準の説明】

早期健全化基準： 自主的かつ計画的にその財政の健全化を図らなければならない段階であることを示す基準です。基準以上になった場合は、この基準を下回るようになるような財政健全化計画を定めなければなりません。

財政再生基準： 赤字団体に転落する非常に厳しい段階であることを示している基準です。基準以上になった場合は、早期健全化基準を下回るようになるような財政再生計画を定めなければなりません。

2 資金不足比率

会計区分	平成24年度決算 に基づく比率	指標の説明
水道事業会計	—	公営企業ごとの資金不足の割合を表し、比率が大きいほど資金不足が生じていることとなります。 吉田町の水道事業会計と公共下水道事業特別会計は、いずれも資金不足がありませんので「—」と表示しています。
経営健全化基準	20.0%	
公共下水道事業 特別会計	—	
経営健全化基準	20.0%	

【基準の説明】

経営健全化基準： 自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図らなければならない段階であることを示す基準です。基準以上になった場合は、この基準を下回るようになるような経営健全化計画を定めなければなりません。

健全化判断比率等の対象（平成24年4月1日現在）

	会計区分		財政指標			
			実質赤字費比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
吉田町	一般会計	普通会計	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計
	特別会計		土地取得事業特別会計	土地取得事業特別会計	土地取得事業特別会計	土地取得事業特別会計
		公営事業会計		国民健康保険事業特別会計	国民健康保険事業特別会計	国民健康保険事業特別会計
				後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療事業特別会計	後期高齢者医療事業特別会計
				介護保険事業特別会計	介護保険事業特別会計	介護保険事業特別会計
				公共下水道事業特別会計	公共下水道事業特別会計	公共下水道事業特別会計
	うち 公営企業会計		水道事業会計	水道事業会計	水道事業会計	
一部事務組合・広域連合					吉田町牧之原市広域施設組合	吉田町牧之原市広域施設組合
					榛原総合病院組合	榛原総合病院組合
					相寿園管理組合	相寿園管理組合
					駿遠学園管理組合	駿遠学園管理組合
					静岡県市町総合事務組合	静岡県市町総合事務組合
					静岡県後期高齢者医療広域連合	静岡県後期高齢者医療広域連合
					静岡地方税滞納整理機構	静岡地方税滞納整理機構
地方公社・第三セクター等						*****

用語説明

一般会計	地方公共団体の一般の事務を処理するための会計(地方自治法第 209 条第 1 項)
特別会計	地方公共団体が特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置する(地方自治法第 209 条第 2 項)
公営企業	交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業 (地方財政法 5 条 1 項 1 号)
一部事務組合	普通地方公共団体及び特別区が、その事務の一部を共同処理するために設ける地方公共団体の組合で、主に消防、ごみ処理、病院等の市町村の区域を越えた広域的な事務処理に活用されている。(地方自治法第 1 条の 3、同法第 284 条第 2 項 ほか)
地方公社	公共用地の取得・造成、住宅の建設・管理、有料道路の建設・管理、農林漁業の振興及び観光事業の開発等を行うために、地方公共団体が出資等を行って設立された法人で、その事業経営に地方公共団体の影響力がある程度及ぶ法人
第三セクター	国や地方公共団体の公共部門 (第一セクター) と民間部門 (第二セクター) との共同出資で設立された事業主体
普通会計	「地方財政状況調査(決算統計)」上、用いられる会計区分であり、地方自治法等の法律によって規定されているものではない。公営事業会計以外の会計を総合して 1 つの会計としてまとめたもの。なお、健全化判断比率を算定する場合の「一般会計等」とは、この「普通会計」が対象とする会計の範囲に相当する。
公営事業会計	普通会計と同じく、「地方財政状況調査(決算統計)」上、用いられる会計区分。地方財政法等の規定により、いずれの団体も特別会計を設けてその経理を行わなければならない公営企業や事業に係る会計をいう。